

地域のコミュニティ づくりの推進を

～平成21年度 コミュニティ助成事業③～

コミュニティ助成事業は、住民が行うコミュニティ活動の支援と宝くじの普及広報を目的として、宝くじの収益金の一部を財源として助成されるものです。

今年度助成を受けられた団体を順次紹介します。今後、地域内の交流をはじめ、円滑なコミュニティ活動に期待が寄せられます。

一般コミュニティ助成

◎柏貴区 210万円
デジタル複合機、ノートパソコン、液晶プロジェクター、テント、エアコン 等



▲柏貴区の液晶プロジェクター

◎頓宮区 250万円
放送設備、カセットデッキ、倉庫、テーブル、遊具施設 等



▲頓宮区に設置された遊具

問い合わせ 市民活動推進課 市民活動担当
☎ 65-0687 ☎ 63-4554

肝臓機能障害による身体障害者手帳を交付

～平成22年4月から～

今年4月1日から、肝臓機能に障がいがあり、国の定める認定基準を満たす方に対して、身体障害者手帳が交付されることになりました。対象者と手続きは次のとおりです。

対象者

●重症の肝硬変の状態であつて、障がい固定・永続し、日常生活活動に著しい制限を受けている方
●肝臓移植を受けた方

手続き

(申請書類)
申請書、診断書(指定医師が作成したもの)、写真(たて4cm×横3cm)
(申請書類の受け取り・提出場所)
各支所地域窓口課、市民窓

(受けられる予定の方)
※詳しくは指定医師にご相談ください。(指定医師のいる医療機関については、下記までお問い合わせください)
※更生医療・育成医療を希望される方は、申請書類受け取りの際にお申し出ください。

問い合わせ

社会福祉課 障害者支援担当
☎ 65-0702
☎ 63-4085

軽自動車等の廃車・名義変更手続きをお忘れなく

平成22年度軽自動車税は、原動機付自転車、軽四輪、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(これらを軽自動車等と呼びます。)に対して、平成22年4月1日現在の所有者に課税されます。平成22年4月2日以降に廃車の手続きをされても、平成22年度の軽自動車税は課税されます。

「古くなって乗っていない」「他人に売った」「所有者が亡くなった」「家族の中で所有者が変わった」という場合は、廃車の手続き、名義変更の手続きを必ず賦課期日である平成22年4月1日までに行ってください。手続きを行わないとトラブルの原因になりますのでご注意ください。

なお、車種によって手続きをしていただく場所や必要書類が異なります。事前に手続きを行われる場所でご確認いただきますようお願いいたします。

また、盗難にあった場合は警察署に盗難届を提出し、盗難届出証明書を持参し廃車の手続きを行ってください。

● 取扱い車種・手続きの場所 ●

取扱い車種	手続きの場所
三輪、四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298-3 (TEL 077-585-7103 FAX 077-585-7153)
軽二輪 (125cc超250cc以下) および二輪の小型自動車 (250cc超)	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298-5 (TEL 050-5540-2064 FAX 077-584-2079) この番号の後、026を押すとオペレーターにつながります
原動機付自転車 (125cc以下のバイクなど) および小型特殊自動車 (農耕作業用のものなど)	水口庁舎市民課(TEL 62-4272 FAX 65-6338) 土山支所地域窓口課(TEL 66-1101 FAX 66-1564) 甲賀支所地域窓口課(TEL 88-4101 FAX 88-3104) 甲南支所地域窓口課(TEL 86-8011 FAX 86-8029) 信楽支所地域窓口課(TEL 82-8065 FAX 82-0165) ※ナンバープレート・印鑑・身分証明書(運転免許証等)をご持参ください

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎ 65-0679 ☎ 63-4574